

山梨労働局
定例記者会見配付資料
令和4年9月30日（金）

本日の記者発表及び令和4年10月のお知らせ等

I 本日の記者発表

1	「山梨県の労働市場の動き(令和4年8月分)」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

II 行事予定等

1	令和4年度 国中地域障害者就職面接・説明会	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 開催日：令和4年10月27日(木) 午後1時～午後3時40分
場 所：ベルクラシック甲府 3階グレース(甲府市丸の内1-1-17)
規 模：参加企業16社
内 容：ハローワーク甲府、塩山、韮崎、鰍沢の四所主催により、就職を希望する障害者を対象とした「国中地域障害者就職面接・説明会」を開催いたします。

※ 詳細は10月中旬の県政記者室への投げ込み資料をご参照ください。
山梨労働局HPにも掲載しています。

2	令和4年度 高校生WEB企業説明会・就職面接会	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 開催日：令和4年10月28日(金) 午後2時～午後4時30分
場 所：オンライン(ZOOMブレイクアウトルーム)
規 模：参加企業：最大50社
内 容：令和5年3月新規高等学校卒業予定者を対象にZOOMのブレイクアウトルーム機能を活用した「高校生WEB企業説明会・就職面接会」を開催します。

III お知らせ

1	改正育児・介護休業法(令和4年10月1日施行の内容)	担当	雇用環境・均等室
		TEL 055-225-2851	

- 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設と育児休業制度の変更(概要は別添のとおり)
- 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設は、①子の出生後8週間以内に4週間まで分割して2回取得可能。②休業する2週間前の申請が可能。③労使協定を締結し、労働者が合意した範囲で休業中も就業が可能となります。
 - 育児休業制度の変更については、原則、子が1歳(最長2歳)まで夫婦それぞれ分割して2回取得可能となります。

2	改定山梨県最低賃金額及び業務改善助成金等の中小企業・小規模事業者に対する支援策	担当	賃金室(最低賃金)
		TEL 055-225-2854	
		担当	雇用環境・均等室(支援策)
		TEL 055-225-2851	

- 改定山梨県最低賃金
令和4年9月20日に改正決定し、本年10月20日から898円となります。(令和4年9月20日プレスリリース実施済)
- ・ 業務改善助成金(支援策)
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資を行う中小企業・小規模事業者に対し費用の一部を助成します。
- ・ 山梨働き方改革推進支援センター(支援策)
賃金引上げのための生産性向上を含めた働き方改革を広く支援するための相談窓口です。

IV 今後の記者発表予定

1	「山梨県の労働市場の動き(令和4年9月分)」	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 公表予定日 令和4年10月28日(金) 午前10時30分から 山梨労働局 1階会議室
有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

2	「令和5年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況」 (令和4年9月30日現在)	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 公表予定日 令和4年10月28日(金) 午前10時30分から 山梨労働局 1階会議室
県内高等学校卒業予定者の就職内定者数などについて公表

3	「令和5年3月新規大学等卒業予定者の就職内定状況」 (令和4年10月1日現在)	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

- 公表予定日 令和4年10月28日(金) 午前10時30分から 山梨労働局 1階会議室
県内大学等卒業予定者の就職内定者数などについて公表

◎ハローワークのイベント情報は山梨労働局ホームページ内の「ハローワークからのお知らせ」に掲載されています。QRコードからアクセスできます。是非ご活用ください。

ハローワークからのお知らせ



【次回の「山梨県の労働市場の動き等」公表日 10月28日(金)10:30~】

求職者の皆さまへ

ハローワーク甲府・塩山・韮崎・鰺沢

国中地域障害者

参加企業
16社



就職面接・説明会

令和4年10月27日(木)

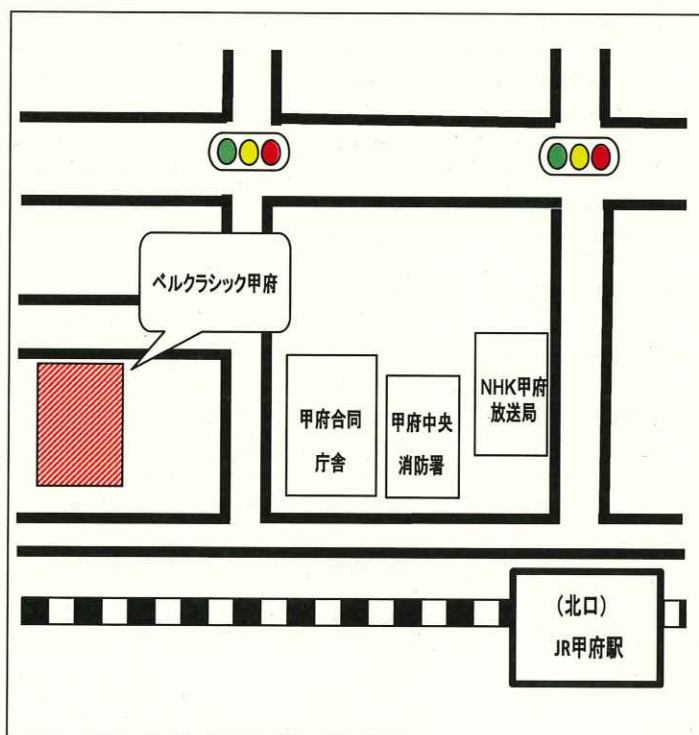
13時00分～15時40分

面接・説明会当日は、駐車場の混雑が予想されます。
公共交通機関の利用またはお車の乗り合せでのご参加にご協力をお願いいたします。

事前予約制



- 面接・説明会への参加を希望される求職者の方に対しては、事前に受付票・紹介状を発行いたします。
- ※面接・説明会に申込み希望の方は、事前に住所を管轄するハローワークで求職登録が必要となります。
- 参加企業・募集職種については、裏面及び下記ハローワークでご確認ください。又山梨労働局ホームページにて公開中です。



会場：ベルクラシック甲府
3階 グレース
待機室：2階 コンチェルト
住所：甲府市丸の内1-1-17
(☎055-254-1000)
最寄駅：JR中央線・身延線
甲府駅(北口)から徒歩3分程

★面接・説明会参加にあたっての注意事項

- 1 お一人あたり原則2社まで面接・面談が可能です。なお、定員に達した場合は受付終了とさせていただきますのでご了承ください。
- 2 面接希望者のみに限らず、企業説明を希望する方もご参加いただけます。
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染状況によりイベントを中止する場合があります。

ハローワーク甲府
職業相談第2部門
TEL 055-232-6060
(部門コード 42#)
甲府市住吉1-17-5

ハローワーク塩山
職業紹介部門
TEL 0553-33-8609
甲州市塩山上於曾1777-1

ハローワーク韮崎
事業所・専門援助部門
TEL 0551-22-1331
韮崎市若宮1-10-41

ハローワーク鰺沢
職業紹介部門
TEL 0556-22-8689
富士川町鰺沢1215

令和4年度 国中地域障害者就職面接・説明会参加企業一覧

【日時：令和4年10月27日（木）13：00～15：40 会場：ベルクラシック甲府3階】

※面接・面談時間は一人あたり15分です。時間はハローワークで設定いたします。
※原則2社まで応募可能です。

	企業名	所在地	就業場所	募集職種	求人番号
1	社会福祉法人 いきいき倶楽部	甲府市下向山町1280-1	県内5施設のいずれか	介護職員	19010-18574221
2	株式会社 ケーアイ 派遣事業部	中央市山之神流通団地2-3-3	隣接しているグループ会社への在籍出向	検査	19010-17633121
3	甲府ビルサービス 株式会社	甲府市池田1-5-9	通勤可能な場所から配属先決定	日常清掃	19010-16922521
4	株式会社 サンポー	甲斐市竜王新町2277-15	事業所所在地に同じ	土木設計補助業務	19010-18268521
5	株式会社 サンライフ寿	笛吹市石和町四日市場2031-24	事業所所在地に同じ	清掃担当職員	19010-18521121
6	藤精機 株式会社	中巨摩郡昭和町築地新居1648-7	事業所所在地に同じ	軽作業	19010-18209221
7	株式会社 やさしい手甲府	甲府市上石田1-7-14	甲府市酒折1-20-23	デイサービス介護補助職員 ／甲府東倶楽部	19010-18308421
			甲州市勝沼町山1110-1	デイサービス介護補助職員 ／甲州事業所	19010-18306221
			西八代郡市川三郷町市川大門1388-4	デイサービス介護補助職員 ／市川大門デイサービスセンター	19010-18305821
8	山梨県民信用組合	甲府市相生1-2-34	事業所所在地に同じ	一般事務	19010-18266821
9	株式会社 山梨中央銀行	甲府市丸の内1-20-8	県内2施設のいずれか	銀行一般事務	19010-18523721
10	社会福祉法人 ゆうゆう	甲府市住吉3-24-20	事業所所在地に同じ	事務・清掃（その他相談）	19010-18448321
11	株式会社 桔梗屋	笛吹市一宮町坪井1928	本人希望により2施設から配属先決定	和洋菓子の製造	19030-2548521
			北杜市明野町浅尾2471	農作業	19030-2549421
			甲府市国玉町835	調理補助	19030-2550921
			事業所所在地に同じ	清掃	19030-2551121
12	富士マイクロデバイス 株式会社 （加藤電器グループ）	南都留郡富士河口湖町船津6125	甲府市大津941-7	組み立て検査（正社員）	19070-2817021
				組み立て検査（準社員）	19070-2815921
13	株式会社 まもかーる	山梨市下石森379-1	事業所所在地に同じ	洗浄作業員	19030-2535021
				おかず盛付作業員	19030-2536721
14	株式会社 ミラプロ	北杜市須玉町穴平1100	南アルプス市藤田2170-1	清掃作業（フルタイム）	19040-3650221
				清掃業務（パート）	19040-3653321
			事業所所在地に同じ	資材調達	19040-3702721
				生産管理	19040-3703821
				溶接組立作業・各種製造 装置組立業務・加工業務	19040-3701021
15	株式会社 ミヨシグループ ハケ岳管理センター	北杜市小淵沢町上笹尾3181	事業所所在地に同じ	タネの調整補助作業	19040-3561821
				いちご苗の生産 出荷等の補助作業	19040-3563521
16	キャノンファインテックニスカ 株式会社 増穂事業所	南巨摩郡富士川町小林430-1	事業所所在地に同じ	組立・検査・運搬等	19050-2265621

順不同

令和4年度 高校生WEB企業説明・就職面接会

参加企業募集

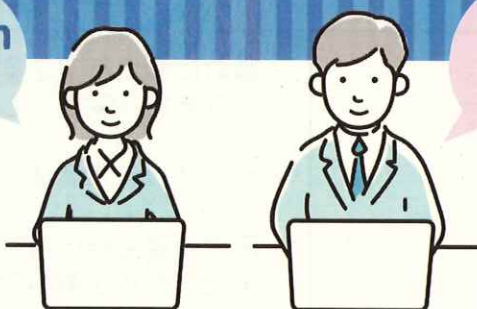
最大
50社

Zoom
開催

参加
無料

令和4年度

10/28 金 14:00-16:30



参加対象者

令和5年3月新規高等学校卒業予定者

参加対象事業所

令和5年3月新規高等学校卒業を対象とした求人の提出済事業所（県内に就業場所がある事業所に限る）のうち未充足求人を有する事業所で、かつ、生徒からの面談希望があった事業所

※「面談」とは、企業説明又は就職面接のことを言います。

参加企業数

最大50社

※生徒からの面談希望が50社を超えた場合は、別途面談日時等を調整します。

参加申込方法

事前にQRまたは、URLからお申込みください。

<https://hucom-eng.jp/koukou-web-mensetsu/>

10月24日頃に面談希望の有無、面談日時等についての案内メールを送信します。



申込締切日

令和4年10月11日（火）17時まで

◎ 詳しくは裏面をご覧ください

お問合せ先【平日 9:00～17:00】



ヒューコムエンジニアリング株式会社

〒409-3851 山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1

キャリア支援企画室 高原/石坂

TEL 055-268-6666

令和4年度 高校生WEB企業説明・就職面接会 参加企業募集のご案内



○山梨労働局・ハローワーク及び甲府新卒応援ハローワークでは令和5年3月卒業予定の高校生と高校生を募集している企業とのWEB企業説明・就職面接会を次の通り開催いたします。

○優秀な人材を採用する絶好の機会ですので、ぜひ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

■ 開催日時	令和4年10月28日(金) 14:00～16:30 30分ごと5コマ（面談20分＋入替・休憩10分）
■ 実施内容	・ 事前に参加予定企業を就職希望生徒へ情報提供し、面談希望があった場合のみ参加（実施）していただきます。 ・ 面談はビデオ会議システムZOOM（ブレイクアウトルーム）で実施します。 ・ 面談希望生徒の有無は、10月24日頃にご連絡します。 また、参加企業の皆様には、参加方法・面談日時等も一緒にご連絡します。 ・ 当日は原則として会社内等通信環境の整った任意の場所からご参加下さい。通信環境が整わない場合は希望により、事業所・生徒向けの無料相談会場（ブース）をご用意しますので、参加申込フォームの備考欄に記載下さい。 ・ 当日の面談結果は、山梨労働局が取りまとめたうえで各高等学校へ連絡し、高等学校から参加生徒へ通知します。生徒は進路指導教諭等と相談のうえ、再面接又は正式応募の意向等を決定します。 生徒の意向等については、各高等学校またはハローワークから参加企業へ連絡しますので、必要に応じて再面談等の日程調整をお願いします。 なお、採用又は正式応募の際には、履歴書及び調査書を高等学校から提出します。
■ 対 象 者	令和5年3月新規高等学校卒業予定者
■ 参加要件	①山梨県内に就業場所があること(予定を含む) ②申込期日までに「高校生用求人」が、ハローワークで受理されていること ③運営にご協力いただける企業（面談結果、アンケートの提出等）であること
■ 参加企業数	最大50社（ZOOMブレイクアウトルーム最大50室）
■ 参加申込方法	事前にQRもしくは、URLからお申込みください。 https://hucom-eng.jp/koukou-web-mensetsu/ 10月24日頃に応募者の有無、面談日時等についての案内メールを送信します。 
■ 参加申込期間	令和4年10月11日（火）17時まで
■ そ の 他	参加費は無料です。
■ お問合せ先	主催：山梨労働局 職業安定部 職業安定課 山梨県甲府市丸の内1-1-11 TEL:055-225-2857 運営：ヒューコムエンジニアリング(株)キャリア支援企画室 高原/石坂 山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1 TEL:055-268-6666

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

＼令和4年10月1日から産後パパ育休がスタート／

産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（➡）

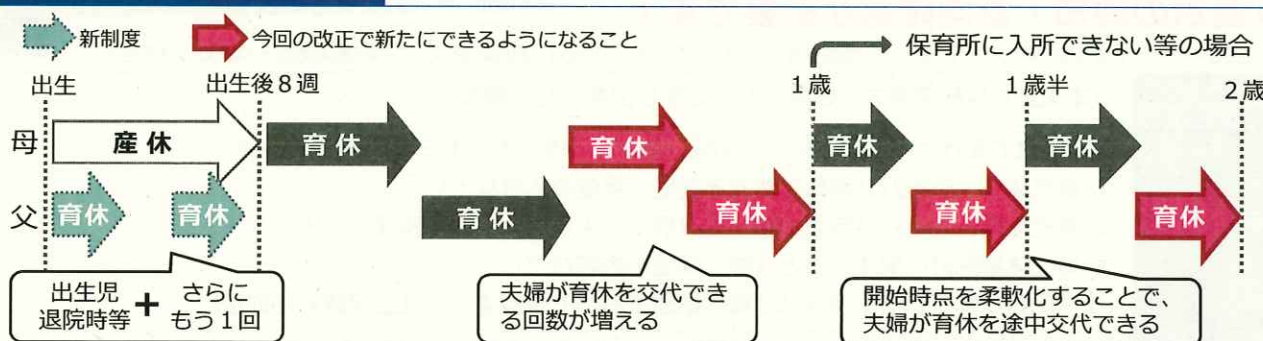
規定例は[こちら](#)



対象期間／取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる →詳細は「事業主向け説明資料」3-3※1を参照
分割取得	2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり →詳細は「事業主向け説明資料」3-3※1を参照）

育児休業制度の変更（改正後の内容）（➡）

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能



中小企業向け支援をご活用ください！

ハローワークにおける求人者支援員による支援など

ハローワークでは、育児休業中の代替要員を確保したい企業を支援しています。求職者が応募しやすい求人条件の設定に関するアドバイス、求職者への応募の働きかけなどを行っています。求人のお申し込みは、ハローワークの窓口、オンラインに加え、ハローワークから企業に訪問することも可能です。

全国のハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork



両立支援等助成金（令和4年度）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927607.pdf>

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」を支援します。



出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得させた中小事業主等に支給（代替要員に関する加算措置もあります）。
育児休業等支援コース	育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った中小事業主に支給。育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保した場合の支援もあります。

中小企業育児・介護休業等推進支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>



制度整備や育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>



改正育児・介護休業法を踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するオンラインセミナーを開催しています。また、社内研修用資料などがダウンロードできます。

令和4年4月1日から義務化されている事項

※1：事業主向け説明資料
は[こちら](#)



▶ 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！

何を？	①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行 ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施 ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置） ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供 ④ 自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
具体的には？	①「研修」 対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。 ②「相談体制の整備」 窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口を設けてください。 また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。 ③「自社の育休取得事例の提供」 自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにしてください。 提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください。 ④「制度と育休取得促進に関する方針の周知」 育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を事業所内やイントラネットへ掲載してください。

▶ 個別の周知・意向確認が必要です！

個別周知・意向確認、雇用環境整備の様式例は[こちら](#)



令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形での周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

誰に？	(本人または配偶者の) 妊娠・出産の申し出をした労働者
何を？	①～④全てを行ってください。産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申し出が対象 ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度（制度の内容など） ② 育児休業・産後パパ育休の申出先（例：「人事課」、「総務課」など） ③ 育児休業給付に関すること（例：制度の内容など） ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い
いつ？	妊娠・出産の申し出が出産予定日の1か月半以上前に行われた場合▶出産予定日の1か月前までにそれ以降の申し出の場合などは「事業主向け説明資料」3-1を参照※1
どうやって？	①面談（オンライン可） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか（③④は労働者が希望した場合に限る）

▶ 就業規則の変更が必要です！

規定例は[こちら](#)



有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されました。

就業規則に、右記(1)の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。

※引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可能です。



- ・変更した就業規則は労働者への周知が必要です。
- ・常時10人以上の労働者を使用する事業場は、労働基準監督署への届け出も必要です。

具体例（改正前の規定例と削除対象）

有期雇用労働者にあつては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

- 育児休業
 - (1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ←削除！
 - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- 介護休業
 - (1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ←削除！
 - (2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

お問い合わせ先 各都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



R4.9作成

知っていますか？ 自分の最低賃金

山梨県 最低賃金

898 円 時間額

令和4年 10月20日から

前年比 **32円UP** 

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは山梨労働局または最寄りの労働基準監督署へ
山梨労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≥	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索



支給の要件



事業場内最低賃金の引上げ



引上げ後の賃金額の支払い



生産性向上に資する機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金 支給までの 流れ



1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



3 労働局に事業実施結果を報告



4 支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

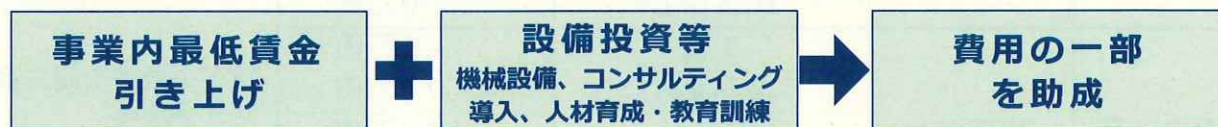
リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R4.9)

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

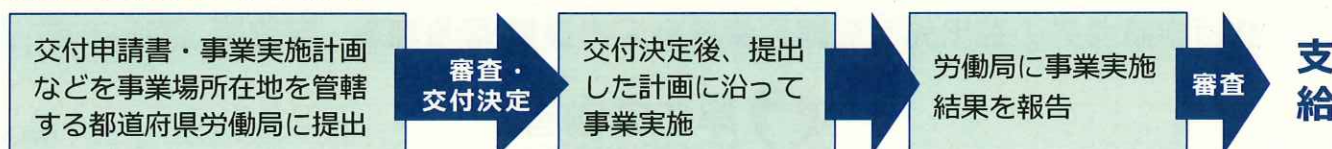
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- ・過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【令和4年12月まで】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4／5 920円以上：3／4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを提出する
・提出先：事業場所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)
・締め切り：令和5(2023)年1月31日(火)
申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施
交付決定前に行った設備投資等は助成対象外です。

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払い請求を提出

支給

助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金 検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



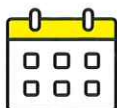
山梨働き方改革 推進支援センターでは

中小企業・小規模事業者等の
支援を行っています。



「働き方改革」を進めるための、法改正が順次始まっています。

RULE
01



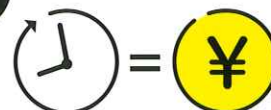
年次有給休暇の時季指定

RULE
02



時間外労働の上限制限

RULE
03



同一労働同一賃金

働き方改革を広く支援する取組として



- ① 令和3年6月に改正された育児・介護休業法の改正内容
 - ② 男性の育児休業取得促進の取組支援
 - ③ パワーハラスメント防止措置への取組支援
 - ④ 改正女性活躍推進法施行に関する支援
- についても当センターにて相談できます。

ご希望の相談方法、選べます。相談は無料です。



来所相談・電話相談

社労士等の専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。電話での相談も受け付けています。
(受付時間:原則 平日午前9時～午後5時)



メール相談

メールでの相談も可能です。
メールアドレス:yamanashi-hatarakikata@y-cdl.com



企業への訪問相談サービス

社労士等の専門家が会社までお伺いして、1回あたり2時間程度、3回を基準として、無料で相談をお受けします。



セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。

山梨働き方改革推進支援センター

☎ 0120-755-455 (平日 午前9時～午後5時)



厚生労働省 山梨労働局委託事業

(運営:NPO法人やまなしキャリアデザイン・ラボ)

山梨働き方改革推進支援センター

相談は
無料です。

1回2時間を標準として、
最大6回まで支援します。

訪問支援 FAX 申込書

FAX 055-267-9004

(お申し込み後、3営業日以内にお電話でご連絡いたします)

Webでの申込
はこちらから



貴社名

ご担当者

所属/役職

お名前

所在地

T E L

F A X

M a i l

ご訪問希望日時

第1希望

月 日 (曜日) 午前・午後

☐ オンライン相談希望

第2希望

月 日 (曜日) 午前・午後

第3希望

月 日 (曜日) 午前・午後

ご相談内容

※複数可

☐ 同一労働同一賃金

☐ 基本給にかかる均等・均衡待遇(職務分析・職務評価)

☐ 労働時間等の労務管理(年次有給休暇含)

☐ 改正された育児・介護休業法

☐ 男性の育児休業取得促進の取組支援

☐ パワハラ防止措置への取組支援

☐ 改正女性活躍推進法に関する支援

☐ 人手不足等

☐ 下請へのしわ寄せに関する質問

☐ テレワークに関する質問

☐ 生産性の向上

☐ 助成金全般

☐ コロナ禍に関する支援策

☐ その他

具体的な相談内容について

※ご記入いただいた個人情報は、ご相談受付の目的のみ使用し、目的以外の使用は致しません。



山梨働き方改革推進支援センター

〒409-3851 山梨県中巨摩郡昭和町河西 1232-1 2F

☎ 0120-755-455 (平日 午前9時～午後5時)

✉ yamanashi-hatarakikata@y-cdl.com



山梨労働局発表
令和4年9月30日

職業安定部職業安定課
職業安定課長 山 田 一 典
地方労働市場情報官 望 月 雄 一
電 話 055-225-2857 (内線 402 ・ 407)

山梨県の労働市場の動き（令和4年8月分）

○有効求人倍率（季節調整値）は**1.44倍**で、前月に比べて0.01ポイント上昇。
○新規求人倍率（季節調整値）は**2.30倍**で、前月と同水準。
○正社員有効求人倍率は**0.99倍**で、前年同月に比べて0.13ポイント上昇。

○厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

一般職業紹介状況をみると、有効求人（季節調整値）は18,922人となり、前月に比べ0.3%(48人)増加し、有効求職者（同値）は13,185人で前月に比べ▲0.4%(49人)減少しました。（※2-1, 10-2頁参照）

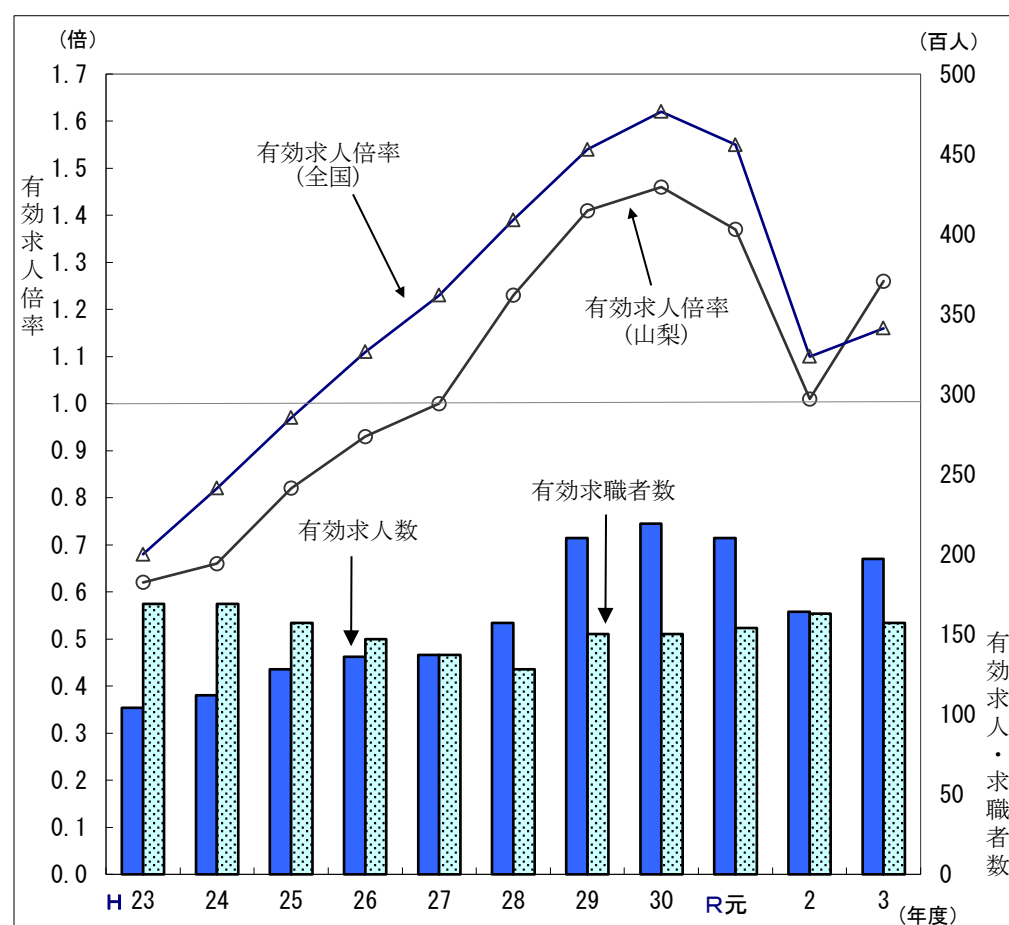
新規求人（原数値）は5,810人となり、前年同月と比較すると18.3%(897人)増加しました。

これを主な産業別でみると、建設業3.1%(15人)、製造業26.6%(226人)、情報通信業40.8%(20人)、運輸業,郵便業19.0%(37人)、卸売業,小売業49.7%(258人)、学術研究,専門・技術サービス業1.4%(1人)、宿泊業,飲食サービス業54.8%(159人)、生活関連サービス業,娯楽業79.1%(125人)、医療,福祉1.9%(21人)は増加となりました。一方、教育,学習支援業▲2.3%(2人)、サービス業▲2.1%(17人)は減少しました。

(※3へ参照)

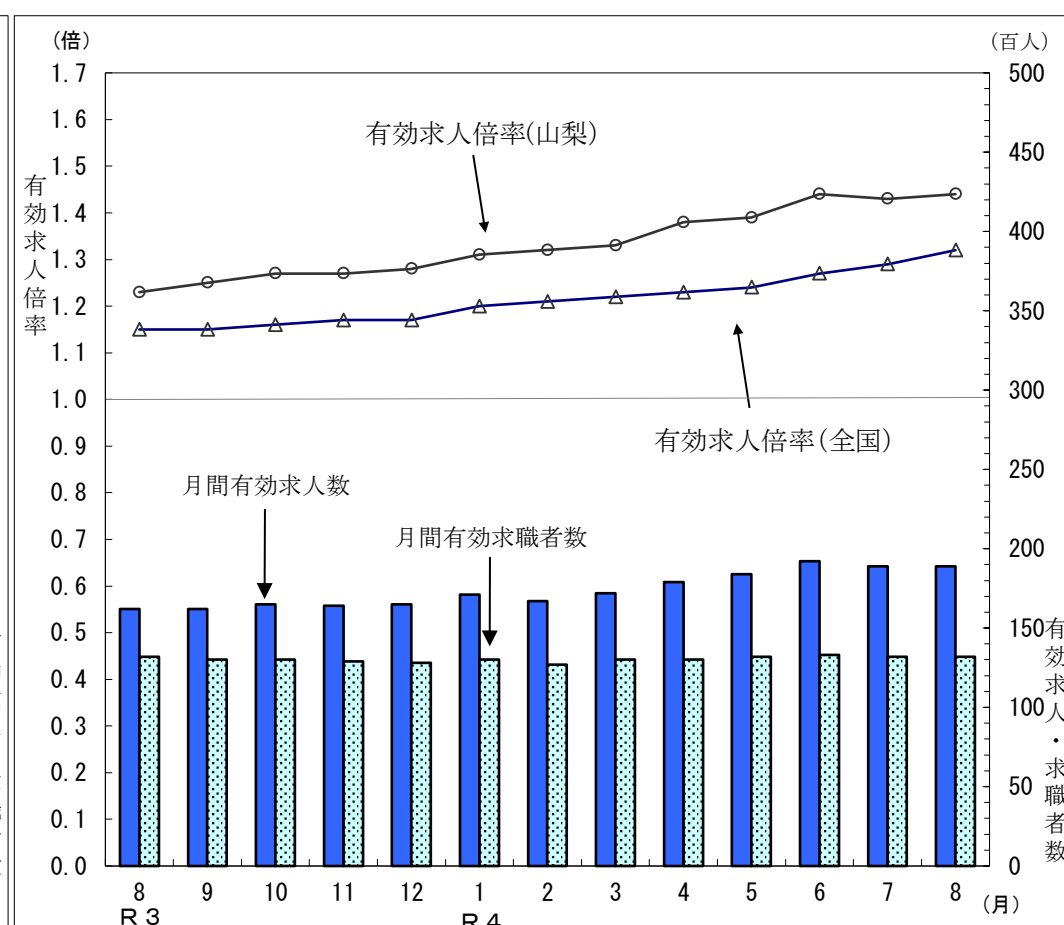
新規求職者（原数値）は2,725人となり、前年同月と比較すると3.5%(91人)増加しました。そのうちパートタイムは1,049人で10.9%(103人)増加しました。また、離職者のうち事業主都合離職者は301人で▲1.6%(5人)減少し、自己都合離職者は1,040人で6.1%(60人)増加しました。

(※ 4 ページ参照)



有効求人倍率（年度平均）

有効求人倍率（年度平均）											
年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3
県	0.62	0.66	0.82	0.93	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26
全国	0.68	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16



有効求人倍率(季節調整値)

有効求人倍率(季節調整値)													
月	R 3 8	9	10	11	12	R 4 1	2	3	4	5	6	7	8
県	1.23	1.25	1.27	1.27	1.28	1.31	1.32	1.33	1.38	1.39	1.44	1.43	1.44
全国	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32

(注) 1. 求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。

2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

3. 文中の産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づくものです。

4. ▲は減少である。

5. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況（パートを含み 学卒を除く）

（注） 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。 2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。 （P：ポイント）								
項 目	年 月	4年8月	4年7月 （前月）	3年8月 （前年同月）	対 前 月		対 前 年 同 月	
					増減率（%）	差（人、P）	増減率（%）	差（人、P）
1 月間有効求職者数（人）		12,737	12,784	12,607	－	－	1.0	130
	季節調整値	13,185	13,234	13,151	▲ 0.4	▲ 49	－	－
2 新規求職申込件数（件）		2,725	2,530	2,634	－	－	3.5	91
	季節調整値	2,827	2,851	2,935	▲ 0.8	▲ 24	－	－
3 月間有効求人数（人）		18,180	18,402	15,624	－	－	16.4	2,556
	季節調整値	18,922	18,874	16,222	0.3	48	－	－
4 新規求人数（人）		5,810	6,193	4,913	－	－	18.3	897
	季節調整値	6,513	6,565	5,527	▲ 0.8	▲ 52	－	－
5 就職件数（件）		878	857	781	－	－	12.4	97
6 紹介件数（件）		2,634	2,555	2,822	－	－	▲ 6.7	▲ 188
7 有効求人倍率（3／1）（倍）		1.43	1.44	1.24	－	－	－	0.19
	季節調整値	1.44	1.43	1.23	－	0.01	－	－
8 新規求人倍率（4／2）（倍）		2.13	2.45	1.87	－	－	－	0.26
	季節調整値	2.30	2.30	1.88	－	0.00	－	－
9 就職率（%）	新規（5/2*100）	32.2	33.9	29.7	－	－	－	2.5
10 充足率（%）	新規（5/4*100）	15.1	13.8	15.9	－	－	－	▲ 0.8

※用語の説明

1欄、月間有効求職者数とは、
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。

2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。

3欄、月間有効求人数とは、
、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。

4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数（採用予定人員）をいいます。

5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。

9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数／新規求職申込件数×100」

10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数／新規求人数×100」

※▲は減少である。

正社員の職業紹介状況

年 月	全体の 有効求人 倍率 (季節調整値)	正社員			新規求職者数					新規求人数					就職件数					就職率		
		有効 求人倍率	有効 求職者数	有効 求人数	合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	(就職件数／新規求職者数) %		
								正社員	非正社員				正社員	非正社員						合計	正社員	非正社員
令和3年 8月	1.23	0.86	7,509	6,475	2,634	1,673	961	63.5	36.5	4,913	1,934	2,979	39.4	60.6	781	333	448	42.6	57.4	29.7	19.9	46.6
9月	1.25	0.90	7,500	6,743	2,782	1,705	1,077	61.3	38.7	6,166	2,823	3,343	45.8	54.2	878	329	549	37.5	62.5	31.6	19.3	51.0
10月	1.27	0.92	7,644	7,019	3,065	1,828	1,237	59.6	40.4	6,176	2,400	3,776	38.9	61.1	943	340	603	36.1	63.9	30.8	18.6	48.7
11月	1.27	0.95	7,497	7,150	2,721	1,645	1,076	60.5	39.5	5,433	2,154	3,279	39.6	60.4	939	360	579	38.3	61.7	34.5	21.9	53.8
12月	1.28	0.99	7,205	7,101	2,252	1,421	831	63.1	36.9	6,052	2,722	3,330	45.0	55.0	826	328	498	39.7	60.3	36.7	23.1	59.9
令和4年 1月	1.31	0.95	7,497	7,127	3,386	2,011	1,375	59.4	40.6	6,664	2,457	4,207	36.9	63.1	753	296	457	39.3	60.7	22.2	14.7	33.2
2月	1.32	0.93	7,755	7,197	2,980	1,854	1,126	62.2	37.8	5,878	2,210	3,668	37.6	62.4	981	337	644	34.4	65.6	32.9	18.2	57.2
3月	1.33	0.91	8,095	7,387	3,419	1,991	1,428	58.2	41.8	7,110	2,869	4,241	40.4	59.6	1,541	426	1,115	27.6	72.4	45.1	21.4	78.1
4月	1.38	0.90	7,949	7,141	3,650	1,957	1,693	53.6	46.4	5,971	2,279	3,692	38.2	61.8	1,012	355	657	35.1	64.9	27.7	18.1	38.8
5月	1.39	0.94	7,802	7,301	2,961	1,705	1,256	57.6	42.4	5,953	2,385	3,568	40.1	59.9	961	318	643	33.1	66.9	32.5	18.7	51.2
6月	1.44	0.98	7,606	7,486	2,821	1,706	1,115	60.5	39.5	7,164	2,908	4,256	40.6	59.4	986	359	627	36.4	63.6	35.0	21.0	56.2
7月	1.43	1.00	7,454	7,448	2,530	1,622	908	64.1	35.9	6,193	2,327	3,866	37.6	62.4	857	329	528	38.4	61.6	33.9	20.3	58.1
8月	1.44	0.99	7,512	7,474	2,725	1,666	1,059	61.1	38.9	5,810	2,383	3,427	41.0	59.0	878	341	537	38.8	61.2	32.2	20.5	50.7
前年同月比 (率・差)	0.21	0.13	0.0	15.4	3.5	▲ 0.4	10.2	▲ 2.4	2.4	18.3	23.2	15.0	1.6	▲ 1.6	12.4	2.4	19.9	▲ 3.8	3.8	2.5	0.6	4.1

(注) 1. 正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数(パートタイムを除く常用)となります。
なお、常用フルタイム有効求職者には、フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。
2. 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者であります。
3. 全体の有効求人倍率は季節調整値となり、その他はすべて実数値となります。
4. 求職者数、求人数、就職件数については前年同月比(%)となり、有効求人倍率、構成比、就職率については前年同月差(ポイント)となります。
5. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。(なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。)
6. ▲は減少である。
7. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

産業別新規求人数の推移

■令和4年8月の新規求人数(原数値)は5,810人となり、前年同月比でみると、18.3%(897人)増加となりました。

主な産業別でみると、同比で建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉は増加となりました。一方、教育、学習支援業、サービス業は減少しました。

また、県内の主要産業である製造業においては同比 26.6%(226人)増加となりました。その中で主力の食料品製造業 29.0%(49人)、金属製品製造業66.0%(33人)、はん用機械器具製造業62.9%(22人)、生産用機械器具製造業46.0%(29人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業53.8%(14人)、電気機械器具製造業2.9%(4人)、輸送用機械器具製造業45.2%(19人)は増加となりましたが、業務用機械器具製造業▲20.5%(9人)は減少となりました。

項 目 産 業 名	人(全数) R4.8	前年同月数 (R3.8)	対前年同月 増減率(%)	前年同月 差(人)
A,B 農,林,漁業(01～04)	107	(102)	4.9	5
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)	4	(1)	300.0	3
D 建設業(06～08)	499	(484)	3.1	15
(06 総合工事業)	352	(314)	12.1	38
E 製造業(09～32)	1,075	(849)	26.6	226
09 食料品製造業	218	(169)	29.0	49
10 飲料・たばこ・飼料製造業	42	(30)	40.0	12
11 繊維工業	37	(23)	60.9	14
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	3	(2)	50.0	1
13 家具・装備品製造業	6	(12)	▲ 50.0	▲ 6
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	21	(14)	50.0	7
15 印刷・同関連業	19	(5)	280.0	14
16 化学工業	12	(6)	100.0	6
17 石油製品・石炭製品製造業	0	(0)	－	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	50	(39)	28.2	11
19 ゴム製品製造業	0	(5)	▲ 100.0	▲ 5
21 窯業・土石製品製造業	33	(35)	▲ 5.7	▲ 2
22 鉄鋼業	9	(5)	80.0	4
23 非鉄金属製造業	14	(16)	▲ 12.5	▲ 2
24 金属製品製造業	83	(50)	66.0	33
25 はん用機械器具製造業	57	(35)	62.9	22
26 生産用機械器具製造業	92	(63)	46.0	29
27 業務用機械器具製造業	35	(44)	▲ 20.5	▲ 9
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	40	(26)	53.8	14
29 電気機械器具製造業	144	(140)	2.9	4
30 情報通信機械器具製造業	30	(39)	▲ 23.1	▲ 9
31 輸送用機械器具製造業	61	(42)	45.2	19
20,32 その他の製造業	69	(49)	40.8	20
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	5	(0)	－	5
G 情報通信業(37～41)	69	(49)	40.8	20
H 運輸業,郵便業(42～49)	232	(195)	19.0	37
I 卸売業,小売業(50～61)	777	(519)	49.7	258
J 金融業,保険業(62～67)	18	(30)	▲ 40.0	▲ 12
K 不動産業,物品賃貸業(68～70)	54	(29)	86.2	25
L 学術研究,専門・技術サービス業(71～74)	71	(70)	1.4	1
M 宿泊業,飲食サービス業(75～77)	449	(290)	54.8	159
N 生活関連サービス業,娯楽業(78～80)	283	(158)	79.1	125
O 教育,学習支援業(81,82)	86	(88)	▲ 2.3	▲ 2
P 医療,福祉(83～85)	1,142	(1,121)	1.9	21
Q 複合サービス事業(86,87)	52	(23)	126.1	29
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	780	(797)	▲ 2.1	▲ 17
S,T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)	107	(108)	▲ 0.9	▲ 1
合 計	5,810	(4,913)	18.3	897
29人以下	3,602	(2,979)	20.9	623
30～99人	1,461	(1,189)	22.9	272
100～299人	531	(546)	▲ 2.7	▲ 15
300～499人	86	(108)	▲ 20.4	▲ 22
500～999人	73	(46)	58.7	27
1, 000人以上	57	(45)	26.7	12

(注) ① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。
② 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。
③ ▲は減少です。

◇事業所規模別の状況をみると、29人以下(62. 0%)、30～99人(25. 1%)、100～299人(9. 1%)、300～499人(1. 5%)、500～999人(1. 3%)、1, 000人以上(1. 0%)です。

求 職 の 動 向

■令和4年8月の新規求職者数(パートタイム及び臨時・季節を含む全数)は2,725人(原数値)となり、前年同月比で3.5%(91人)増加しました。そのうち、パートタイムは1,049人で10.9%(103人)増加しました。

また、在職者については7.6%(73人)増の1,038人となり、離職者においては3.0%(42人)増の1,461人となりました。

離職者のうち、事業主都合離職者は▲1.6%(5人)減の301人となり、自己都合離職者は6.1%(60人)増の1,040人となりました。

新規求職者数を年齢別に前年同月比でみると、44歳以下は2.0%(26人)増の1296人となり、45歳以上は4.8%(65人)増の1,429人となりました。

項目 年度別 月別	新規求職者計											
		パート タイム	在職者	離職者		無業者	44歳以下	45歳以上				
				事業主 都 合	自 己 都 合				45歳以上 の構成比	55歳 以上	65歳 以上	
H26年度	▲ 2.6	1.8	4.6	▲ 4.6	▲ 9.5	▲ 1.1	▲ 9.0	▲ 4.9	0.9	41.7	▲ 1.4	14.7
H27年度	▲ 5.9	▲ 5.5	▲ 2.6	▲ 5.4	▲ 8.9	▲ 2.8	▲ 16.0	▲ 6.5	▲ 5.1	42.1	▲ 4.7	0.6
H28年度	▲ 6.0	▲ 0.9	1.5	▲ 9.2	▲ 15.3	▲ 7.0	▲ 11.3	▲ 7.9	▲ 3.3	43.3	▲ 0.1	11.9
H29年度	▲ 4.0	▲ 1.3	1.6	▲ 6.3	▲ 12.3	▲ 3.4	▲ 10.1	▲ 7.0	0.0	45.1	1.4	4.9
H30年度	▲ 1.4	1.2	▲ 4.2	1.2	▲ 3.7	1.7	▲ 4.1	▲ 6.6	4.9	48.0	8.6	13.3
R元年度	0.7	6.7	▲ 1.1	0.8	2.1	▲ 0.5	6.8	▲ 5.7	7.8	51.3	13.5	23.2
R 2 年度	▲ 3.5	▲ 5.1	▲ 10.0	▲ 1.2	20.0	▲ 9.0	6.3	▲ 5.7	▲ 1.3	52.4	▲ 1.7	▲ 4.7
R 3 年度	▲ 2.9	▲ 0.7	4.8	▲ 4.0	▲ 24.1	5.0	▲ 19.2	▲ 3.7	▲ 2.3	52.8	▲ 0.4	5.6
R3. 8	▲ 0.6	▲ 3.3	8.1	▲ 0.4	▲ 25.7	8.6	▲ 24.9	▲ 6.5	5.6	51.8	13.8	18.5
	2,634	946	965	1,419	306	980	250	1,270	1,364	-	850	359
9	▲ 4.0	▲ 4.2	1.5	▲ 2.4	▲ 22.9	5.4	▲ 23.3	▲ 5.0	▲ 3.0	51.0	2.3	8.4
10	▲ 6.3	▲ 1.3	▲ 0.9	▲ 6.9	▲ 35.3	5.0	▲ 16.6	▲ 6.2	▲ 6.4	48.5	▲ 3.5	4.1
11	5.3	7.2	17.5	▲ 0.4	▲ 36.3	14.4	▲ 1.2	10.5	0.4	48.8	1.2	7.8
12	▲ 2.3	▲ 6.1	8.3	▲ 5.6	▲ 28.9	6.5	▲ 24.1	▲ 2.4	▲ 2.3	55.5	▲ 1.5	1.7
R4. 1	2.7	4.9	14.1	▲ 1.4	▲ 15.0	7.6	▲ 16.7	▲ 4.3	9.0	55.9	6.2	8.1
2	▲ 10.9	▲ 14.2	▲ 3.3	▲ 8.6	▲ 28.5	▲ 0.6	▲ 45.0	▲ 8.5	▲ 12.9	52.4	▲ 15.4	▲ 19.7
3	1.0	4.5	10.0	▲ 1.3	▲ 8.6	0.4	▲ 16.1	▲ 1.9	3.7	53.5	6.0	13.6
4	▲ 3.3	2.7	9.0	▲ 5.4	▲ 17.2	▲ 2.0	▲ 17.5	▲ 1.3	▲ 4.9	56.9	▲ 1.1	9.4
5	7.6	11.4	14.5	6.4	▲ 9.9	12.7	▲ 6.1	0.5	14.2	54.7	17.9	23.7
6	7.7	17.2	9.7	4.2	▲ 4.8	4.7	19.8	7.3	8.0	51.8	15.3	15.2
7	▲ 3.9	▲ 14.0	▲ 0.5	▲ 0.9	▲ 7.8	5.9	▲ 30.6	▲ 0.7	▲ 6.7	52.0	▲ 11.2	▲ 12.0
	2,530	898	928	1,407	285	1,009	195	1,214	1,316	-	800	361
R4. 8	3.5	10.9	7.6	3.0	▲ 1.6	6.1	▲ 9.6	2.0	4.8	52.4	2.2	6.4
	2,725	1,049	1,038	1,461	301	1,040	226	1,296	1,429	-	869	382
前年同月差	91	103	73	42	▲ 5	60	▲ 24	26	65	-	19	23

- (注) 1. 各月欄は、対前年同月増減比を表示。最新月、前月及び最新月の前年同月の下欄は原数値。
2. ▲は、減少である。
3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。
4. 令和4年7月まで新規求職者計を除く項目は、パート及び臨時・季節を除いた内訳として計上していたが、令和4年8月からパート及び臨時・季節を含めた新規求職者数に変更。
※「無業者」とは、離職後1年を超える者、家事・育児従業者、学卒未就職者等をいいます。

職業別求職・求人の状況

管理的職業、専門的・技術的職業（主に看護師、薬剤師、建築・土木技術者等）、販売の職業、サービスの職業、保安の職業（警備員、交通誘導員等）、生産工程の職業、輸送・機械運転の職業、建設・採掘の職業について、有効求人倍率は1倍以上となりました。
一方、他の職業においては有効求人倍率が1倍を割っています。特に事務的職業において有効求人倍率が低くなっています。

令和4年8月

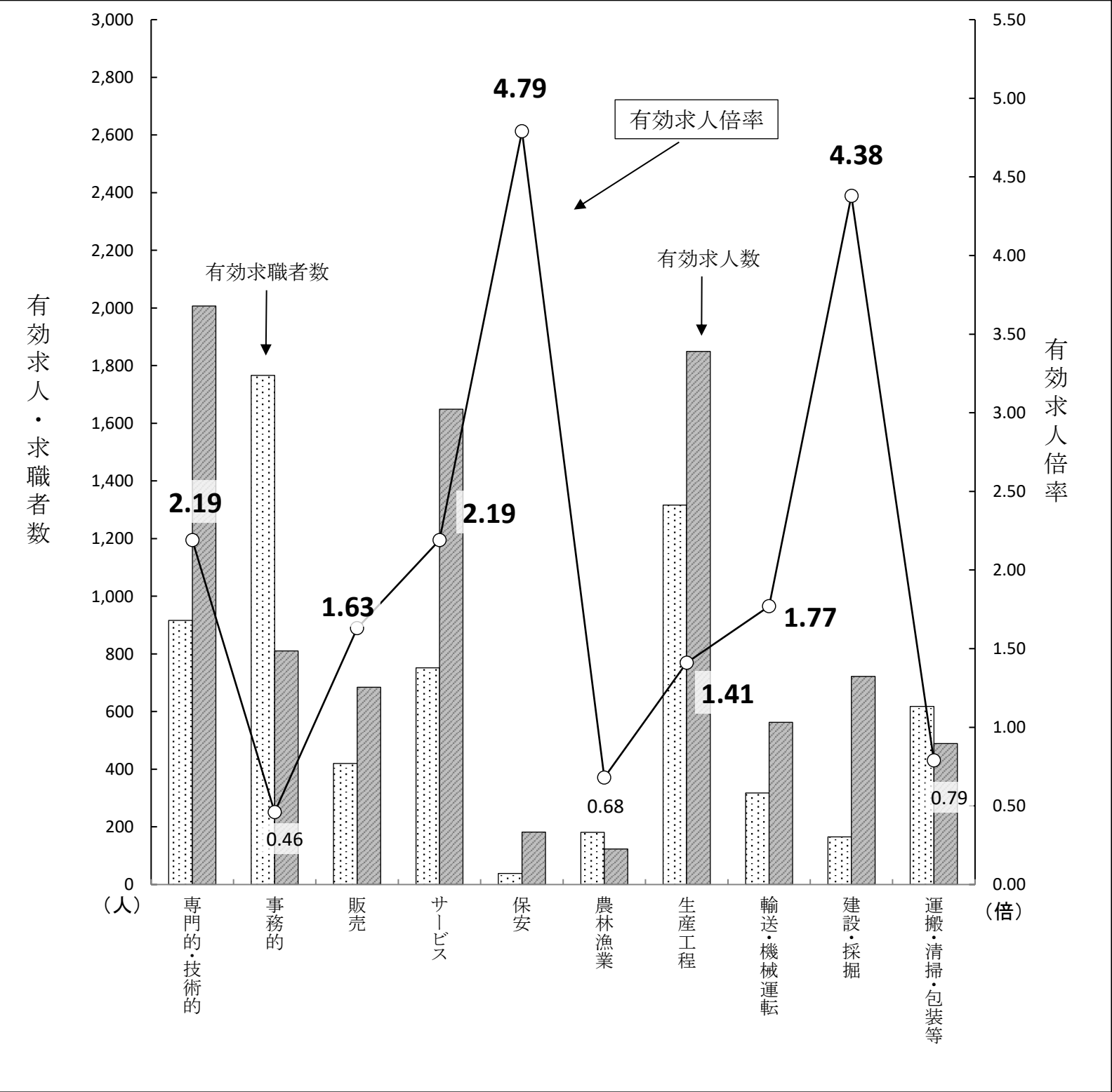
項 目 職 業 別		有効求職			有効求人	有効求人 倍 率
		計	男	女		
実 数 (人)	合計	7,512	4,507	3,002	9,120	1.21
	A 管理的職業	32	28	4	42	1.31
	B 専門的・技術的職業	916	486	430	2,007	2.19
	C 事務的職業	1,766	557	1,209	810	0.46
	D 販売の職業	420	279	141	684	1.63
	E サービスの職業	752	359	393	1,649	2.19
	F 保安の職業	38	38	0	182	4.79
	G 農林漁業の職業	181	149	32	123	0.68
	H 生産工程の職業	1,316	972	343	1,849	1.41
	I 輸送・機械運転の職業	318	309	9	563	1.77
	J 建設・採掘の職業	165	162	3	722	4.38
	K 運搬・清掃・包装等の職業	618	463	154	489	0.79
	分類不能	990	705	284	0	0.00
構 成 比 (%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	A 管理的職業	0.4	0.6	0.1	0.5	—
	B 専門的・技術的職業	12.2	10.8	14.3	22.0	—
	C 事務的職業	23.5	12.4	40.3	8.9	—
	D 販売の職業	5.6	6.2	4.7	7.5	—
	E サービスの職業	10.0	8.0	13.1	18.1	—
	F 保安の職業	0.5	0.8	0.0	2.0	—
	G 農林漁業の職業	2.4	3.3	1.1	1.3	—
	H 生産工程の職業	17.5	21.6	11.4	20.3	—
	I 輸送・機械運転の職業	4.2	6.9	0.3	6.2	—
	J 建設・採掘の職業	2.2	3.6	0.1	7.9	—
	K 運搬・清掃・包装等の職業	8.2	10.3	5.1	5.4	—
	分類不能	13.2	15.6	9.5	0.0	—

- (注) ① 「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。
 ② 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となっていることから、男女別の合計は全体の値と一致しない場合があります。
 ③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

用語解説：
 専門的・技術的職業：「高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療・法律・教育・宗教・芸術・その他専門的性質の業務に従事するもの」をいう。

職業別求人・求職バランスシート

令和4年8月



職業	専門的・ 技術的	事務的	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・ 機械運転	建設・採掘	運搬・清 掃・包装等	合計
有効求人数	2,007	810	684	1,649	182	123	1,849	563	722	489	9,120
有効求職者数	916	1,766	420	752	38	181	1,316	318	165	618	7,512
有効求人倍率	2.19	0.46	1.63	2.19	4.79	0.68	1.41	1.77	4.38	0.79	1.21

(注)
① 「常用」の原数値(パート及び臨時・季節を除く)です。
② [職業]の合計欄には、[管理的職業]、[分類不能]を含みます。
③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

企 業 整 備 状 況

令和4年度		【前年(同月)比】(件、人、%)												
項 目		合 計				内 訳				規 模 別(件 数)				中 高 年 齢 者 数
		件 数	対前年 増減率	人 員	対前年 増減率	人員整理		倒 産		29人 以下	30～ 99人	100～ 499人	500人 以上	
						件数	人 員	件数	人 員					
平成27年度		50 (4.2)		968 (▲ 43.1)		37	490	13	478	27	15	8	0	486
平成28年度		30 (▲ 40.0)		497 (▲ 48.7)		26	366	4	131	19	7	3	1	256
平成29年度		27 (▲ 10.0)		767 (54.3)		24	574	3	193	17	5	3	2	520
平成30年度		23 (▲ 14.8)		446 (▲ 41.9)		19	394	4	52	10	8	3	2	276
令和元年度		36 (56.5)		494 (10.8)		34	458	2	36	29	5	2	0	340
令和 2 年度		74 (105.6)		1163 (135.4)		72	1,091	2	72	38	20	16	0	795
令和 3 年度		31 (▲ 58.1)		475 (▲ 59.2)		28	430	3	45	19	8	3	1	309
令和 4 年度		14 (▲ 54.8)		182 (▲ 61.7)		13	165	1	17	9	3	2	0	98
令和3年度	4月	2 (▲ 66.7)		21 (▲ 86.8)		2	21	0	0	2	0	0	0	11
	5月	2 (▲ 88.2)		26 (▲ 86.9)		2	26	0	0	2	0	0	0	18
	6月	3 (▲ 66.7)		60 (▲ 53.1)		2	49	1	11	2	0	1	0	50
	7月	3 (▲ 40.0)		36 (▲ 41.0)		2	22	1	14	2	1	0	0	22
	8月	3 (0.0)		35 (9.4)		3	35	0	0	2	0	0	1	29
	9月	4 (▲ 20.0)		42 (▲ 52.3)		3	22	1	20	2	2	0	0	28
	10月	2 (▲ 66.7)		16 (▲ 83.5)		2	16	0	0	2	0	0	0	15
	11月	5 (▲ 16.7)		91 (▲ 37.2)		5	91	0	0	2	2	1	0	47
	12月	2 (▲ 33.3)		25 (▲ 7.4)		2	25	0	0	2	0	0	0	5
	1月	0 (-)		0 (-)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	4 (▲ 50.0)		110 (▲ 14.7)		4	110	0	0	1	2	1	0	74
	3月	1 (▲ 66.7)		13 (▲ 61.8)		1	13	0	0	0	1	0	0	10
令和4年度	4月	3 (50.0)		26 (23.8)		3	26	0	0	2	0	1	0	20
	5月	1 (▲ 50.0)		7 (▲ 73.1)		1	7	0	0	1	0	0	0	5
	6月	4 (33.3)		78 (30.0)		4	78	0	0	2	2	0	0	43
	7月	1 (▲ 66.7)		8 (▲ 77.8)		1	8	0	0	1	0	0	0	3
	8月	5 (66.7)		63 (80.0)		4	46	1	17	3	1	1	0	27
	9月	0 (▲ 100.0)		0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	0 (▲ 100.0)		0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0 (▲ 100.0)		0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0 (▲ 100.0)		0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0 (-)		0 (-)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0 (▲ 100.0)		0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0 (▲ 100.0)		0 (▲ 100.0)		0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、5人以上の解雇・雇止めについて事業所からの任意の届出により把握した状況です。
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和4年度の数値は、令和5年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和3年度との比較。
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆企業整備状況を前年同月差でみると、件数は2件(66.7%)増加、企業整備人員は28人(80.0%)増加となりました。
企業整備人員63人のうち、男性が32人(50.8%)、女性が31人(49.2%)です。
年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は27人(42.9%)です。

雇用保険関係主要指標（適用関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

項目 年 度		1 適用事業所数		2 被保険者数		3 資格取得者数		4 資格喪失者数		5 4のうち 解雇者数		6 離職票 交付枚数		7 事務組 合 数	事務組合委託状況			
		8 事業所数		9 被保険者数														
			対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率					
2 5 年度		13,278	0.8	199,811	1.3	38,113	4.2	35,147	▲ 3.8	3,029	▲ 29.1	23,410	▲ 6.9	81	4,843	1.7	27,107	3.3
2 6 年度		13,472	1.5	202,838	1.5	40,265	5.6	36,736	4.5	4,048	33.6	23,982	2.4	82	4,925	1.7	28,256	4.2
2 7 年度		13,646	1.3	206,284	1.7	39,873	▲ 1.0	35,714	▲ 2.8	2,828	▲ 30.1	23,129	▲ 3.6	82	5,012	1.8	28,920	2.3
2 8 年度		13,894	1.8	212,205	2.9	40,511	1.6	34,458	▲ 3.5	2,210	▲ 21.9	22,402	▲ 3.1	80	5,065	1.1	29,833	3.2
2 9 年度		14,120	1.6	217,769	2.6	41,584	2.6	35,548	3.2	2,158	▲ 2.4	22,398	▲ 0.0	79	5,161	1.9	30,649	2.7
3 0 年度		14,194	0.5	221,332	1.6	41,120	▲ 1.1	37,462	5.4	2,178	0.9	23,410	4.5	79	5,167	0.1	31,087	1.4
元 年度		14,323	0.9	223,532	1.0	39,926	▲ 2.9	37,568	0.3	2,627	20.6	24,554	4.9	78	5,203	0.7	31,673	1.9
2 年度		14,717	2.8	225,260	0.8	37,512	▲ 6.0	35,393	▲ 5.8	3,086	17.5	23,077	▲ 6.0	78	5,303	1.9	31,607	▲ 0.2
3 年度		14,968	1.7	225,741	0.2	36,179	▲ 3.6	35,602	0.6	1,700	▲ 44.9	22,237	▲ 3.6	78	5,332	0.5	31,490	▲ 0.4
令和3年度	4 月	14,735	2.5	223,878	0.5	5,937	▲ 1.8	6,885	0.6	367	▲ 38.7	4,312	▲ 6.7	78	5,286	1.6	31,659	▲ 0.4
	5 月	14,752	2.2	226,443	0.7	5,027	▲ 1.8	2,541	▲ 16.0	147	▲ 51.2	1,592	▲ 14.7	78	5,275	1.5	31,498	0.9
	6 月	14,788	2.0	227,418	0.6	3,432	▲ 6.1	2,643	2.6	123	▲ 57.4	1,578	▲ 4.0	78	5,289	1.6	31,710	1.0
	7 月	14,821	2.0	227,520	0.7	2,708	▲ 9.6	2,619	▲ 8.6	141	▲ 69.1	1,688	▲ 15.3	78	5,301	1.5	31,800	1.0
	8 月	14,849	1.8	227,340	0.5	2,367	▲ 2.8	2,551	9.7	119	▲ 32.8	1,573	1.4	78	5,313	1.5	31,845	1.0
	9 月	14,818	1.7	227,259	0.5	2,478	▲ 2.7	2,629	3.5	108	▲ 14.3	1,630	1.4	78	5,303	1.0	31,816	0.4
	1 0 月	14,841	1.7	226,821	0.6	2,552	▲ 7.9	3,040	▲ 3.3	157	▲ 50.8	1,812	▲ 5.4	78	5,305	0.8	31,818	0.8
	1 1 月	14,860	1.7	226,932	0.5	2,428	▲ 0.0	2,290	8.2	81	▲ 53.7	1,407	2.1	78	5,313	0.9	31,805	0.7
	1 2 月	14,883	1.8	226,601	0.4	2,115	▲ 6.4	2,479	6.2	127	7.6	1,557	7.5	78	5,313	0.7	31,644	0.2
	1 月	14,917	1.8	225,962	0.3	2,282	▲ 1.1	2,939	8.3	92	▲ 54.9	1,830	▲ 0.4	78	5,318	0.6	31,568	0.1
	2 月	14,944	1.8	225,887	0.2	2,265	▲ 1.5	2,267	4.2	105	▲ 27.1	1,474	0.3	78	5,324	0.5	31,502	▲ 0.5
	3 月	14,968	1.7	225,741	0.2	2,588	▲ 2.3	2,719	▲ 0.6	133	▲ 24.9	1,784	2.5	78	5,332	0.5	31,490	▲ 0.4
令和4年度	4 月	14,997	1.8	226,125	1.0	6,933	16.8	6,640	▲ 3.6	269	▲ 26.7	4,260	▲ 1.2	78	5,333	0.9	31,538	▲ 0.4
	5 月	15,002	1.7	227,988	0.7	4,695	▲ 6.6	2,822	11.1	121	▲ 17.7	1,767	11.0	78	5,308	0.6	31,675	0.6
	6 月	15,025	1.6	228,720	0.6	3,475	1.3	2,729	3.3	153	24.4	1,702	7.9	78	5,313	0.5	31,834	0.4
	7 月	15,031	1.4	228,919	0.6	2,952	9.0	2,780	6.1	119	▲ 15.6	1,717	1.7	78	5,318	0.3	31,970	0.5
	8 月	15,054	1.4	228,982	0.7	2,586	9.3	2,653	4.0	127	6.7	1,670	6.2	78	5,332	0.4	31,963	0.4
	9 月																	
	1 0 月																	
	1 1 月																	
	1 2 月																	
	1 月																	
	2 月																	
	3 月																	

* 1 欄「適用事業所数」、2 欄「被保険者数」、7 欄「事務組合数」、事務組合委託状況の 8 欄「事業所数」、9 欄「被保険者数」の年度数は、当該年度の年度末（3 月）の数値です。

* 「7 欄事務組合数」は、公共職業安定所の所掌する事務組合の数です。

雇用保険関係主要指標（給付関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

金額単位:千円

項目 年度		1 一般受給資格 決定件数		2 基本手当 初回受給者数		3 求 職 者 給 付						4 就 職 促 進 給 付				5 失業等給付支給総額		
						一般被保険者			高年齢継続被保険者		短期雇用特例被保険者		再就職手当		常用就職支度手当			
						受給者	(基本手当)		(高年齢求職者給付)		(特例一時金)							
		実人員	対前年増減率	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	支給人員	支給金額	支給人員	支給金額	対前年増減率					
2 4 年度		11,597	0.0	9,987	3.2	3,758	2.2	5,582,041	1,152	241,416	370	69,887	2,439	782,086	63	6,730	9,158,671	4.3
2 5 年度		10,024	▲ 13.6	8,338	▲ 16.5	3,414	▲ 9.2	5,056,966	1,186	247,339	365	68,604	2,382	758,941	96	14,741	8,750,821	▲ 4.5
2 6 年度		9,752	▲ 2.7	8,135	▲ 2.4	3,081	▲ 9.8	4,511,754	1,360	291,134	341	63,272	2,532	877,385	91	11,573	8,573,469	▲ 2.0
2 7 年度		8,702	▲ 10.8	7,101	▲ 12.7	2,693	▲ 12.6	3,994,833	1,328	288,909	310	58,118	2,664	859,616	101	13,539	8,430,548	▲ 1.7
2 8 年度		8,021	▲ 7.8	6,339	▲ 10.7	2,300	▲ 14.6	3,257,912	1,496	327,613	295	55,872	2,334	748,993	46	5,092	7,622,022	▲ 9.6
2 9 年度		7,683	▲ 4.2	6,054	▲ 4.5	2,168	▲ 5.7	3,079,671	1,554	326,447	301	57,304	2,470	924,162	25	3,781	7,744,578	1.6
3 0 年度		7,805	1.6	6,000	▲ 0.9	2,149	▲ 0.9	3,130,716	1,783	387,012	292	55,748	2,508	964,723	14	2,193	8,034,302	3.7
元 年度		8,099	3.8	6,648	10.8	2,315	7.7	3,450,931	2,327	505,350	271	53,053	2,524	996,447	36	6,219	8,743,772	8.8
2 年度		9,080	12.1	8,076	21.5	3,076	32.9	4,704,579	2,428	518,897	231	45,498	2,169	877,120	54	8,710	10,724,324	22.7
3 年度		7,529	▲ 17.1	6,459	▲ 20.0	2,457	▲ 20.1	3,733,799	2,395	517,605	235	45,243	2,089	796,371	39	6,535	9,406,511	▲ 12.3
令和3年度	4 月	1,000	▲ 5.3	574	▲ 1.4	2,454	6.5	311,737	363	82,591	3	552	137	50,300	3	514	800,493	22.3
	5 月	764	▲ 29.6	761	▲ 26.2	2,589	▲ 7.3	307,047	391	88,450	1	265	147	63,809	3	562	842,939	▲ 1.2
	6 月	659	▲ 26.3	584	▲ 35.3	2,721	▲ 17.1	358,129	216	45,960	1	223	200	76,939	3	403	805,788	▲ 0.0
	7 月	560	▲ 34.8	618	▲ 27.4	2,763	▲ 21.8	348,280	162	34,692	0	0	192	73,175	1	87	826,514	▲ 18.9
	8 月	543	▲ 23.7	537	▲ 33.9	2,758	▲ 25.5	348,118	158	33,812	0	0	180	70,816	1	186	751,568	▲ 13.3
	9 月	564	▲ 10.8	464	▲ 28.4	2,590	▲ 28.7	349,689	144	30,551	0	1	170	61,045	1	138	810,513	▲ 21.9
	1 0 月	656	▲ 26.0	453	▲ 26.9	2,433	▲ 29.3	304,746	173	36,646	0	2	239	94,865	4	719	769,226	▲ 22.3
	1 1 月	584	5.8	544	▲ 12.1	2,314	▲ 27.4	279,212	193	39,873	0	0	193	78,495	1	197	794,243	▲ 15.9
	1 2 月	464	▲ 10.6	486	0.0	2,298	▲ 21.7	297,171	123	26,143	4	637	169	62,274	5	911	699,455	▲ 20.4
	1 月	596	▲ 6.3	441	▲ 1.3	2,206	▲ 20.9	275,256	161	35,380	133	25,080	145	52,983	4	591	814,856	▲ 12.6
	2 月	546	▲ 5.2	515	▲ 8.4	2,182	▲ 18.2	253,854	149	30,411	89	17,574	142	50,581	4	812	647,366	▲ 18.5
	3 月	593	▲ 11.9	482	▲ 6.4	2,170	▲ 17.9	300,562	162	33,097	4	910	175	61,090	9	1,415	843,550	▲ 10.9
令和4年度	4 月	920	▲ 8.0	497	▲ 13.4	2,026	▲ 17.4	246,884	335	71,789	3	540	62	26,390	1	175	669,024	▲ 16.4
	5 月	786	2.9	632	▲ 17.0	2,076	▲ 19.8	248,797	466	105,568	4	923	148	61,395	4	702	846,934	0.5
	6 月	660	0.2	602	3.1	2,344	▲ 13.9	304,790	208	44,036	0	0	262	93,633	2	337	739,590	▲ 8.2
	7 月	571	2.0	660	6.8	2,493	▲ 9.8	297,891	157	34,203	0	0	158	59,429	0	0	768,048	▲ 7.1
	8 月	616	13.4	586	9.1	2,638	▲ 4.4	342,577	226	50,515	0	0	167	64,847	2	427	765,705	1.9
	9 月																	
	1 0 月																	
	1 1 月																	
	1 2 月																	
	1 月																	
	2 月																	
	3 月																	

* 受給者実人員の年度数は、年度平均です。また、支給金額の年度累計額は四捨五入のため合わない場合があります。
 * 失業等給付支給総額には、日雇労働求職者給付金は含まれていません。
 * 「3求職者給付」のうち、短期雇用特例被保険者(特例一時金)の支給金額には、追加給付分が含まれています。

時系列職業紹介統計表

1. 新規求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	3,997	3,985	4,119	3,899	3,958	3,859	3,983	3,894	3,959	3,645	3,764	3,858
2014	26年	3,757	3,001	3,885	3,873	3,725	3,618	3,767	3,803	3,666	3,769	3,992	3,491
2015	27年	3,506	3,622	3,434	3,510	3,614	3,655	3,589	3,504	3,383	3,553	3,487	3,546
2016	28年	3,109	3,569	3,225	3,230	3,241	3,385	3,280	3,190	3,335	3,143	3,244	3,082
2017	29年	3,338	3,248	3,301	3,202	2,929	3,163	3,108	3,244	3,210	2,789	3,191	3,356
2018	30年	3,025	3,120	3,155	3,221	3,139	2,931	2,955	3,202	3,092	3,159	3,054	3,114
2019	31・元年	3,099	3,048	3,138	3,064	3,241	3,255	3,304	3,024	3,082	3,043	3,105	3,402
2020	2年	3,346	3,053	2,966	2,791	2,831	3,216	3,202	3,050	3,006	2,987	2,997	2,878
2021	3年	2,995	3,094	2,916	2,982	2,897	2,761	2,819	2,935	2,884	2,933	2,869	2,814
2022	4年	3,065	2,702	3,136	2,942	2,958	3,022	2,851	2,827				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年2月の5,146人、過去最低数は昭和44年3月の1,032人

2. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	4,177	4,424	4,532	4,444	4,867	4,992	4,693	4,891	4,847	4,892	5,092	4,907
2014	26年	5,165	4,482	5,070	5,023	5,098	4,887	5,138	4,853	5,300	4,868	5,074	5,087
2015	27年	5,235	5,034	4,933	4,826	5,031	4,952	5,013	5,049	4,959	5,479	5,284	5,174
2016	28年	4,915	5,192	5,368	5,487	5,642	5,695	5,504	5,724	5,894	5,815	5,930	5,295
2017	29年	6,290	5,979	5,583	6,222	5,936	6,011	6,337	6,239	6,256	6,109	6,336	6,628
2018	30年	6,288	6,172	6,631	6,668	6,151	6,320	6,548	6,484	6,458	6,718	6,327	6,057
2019	31・元年	6,453	6,560	6,248	6,423	6,693	6,464	6,581	6,687	5,987	6,117	5,938	5,965
2020	2年	6,146	5,638	5,140	3,886	4,832	4,841	4,704	4,802	5,068	5,022	5,540	5,365
2021	3年	4,841	5,237	5,770	5,169	5,692	6,166	5,659	5,527	6,068	5,999	5,941	6,235
2022	4年	6,192	5,406	6,579	6,363	6,258	6,943	6,565	6,513				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和4年6月の6,943人、過去最低数は昭和52年12月の1,721人

3. 山梨県の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.05	1.11	1.10	1.14	1.23	1.29	1.18	1.26	1.22	1.34	1.35	1.27
2014	26年	1.37	1.49	1.31	1.30	1.37	1.35	1.36	1.28	1.45	1.29	1.27	1.46
2015	27年	1.49	1.39	1.44	1.37	1.39	1.35	1.40	1.44	1.47	1.54	1.52	1.46
2016	28年	1.58	1.45	1.66	1.70	1.74	1.68	1.68	1.79	1.77	1.85	1.83	1.72
2017	29年	1.88	1.84	1.69	1.94	2.03	1.90	2.04	1.92	1.95	2.19	1.99	1.97
2018	30年	2.08	1.98	2.10	2.07	1.96	2.16	2.22	2.02	2.09	2.13	2.07	1.95
2019	31・元年	2.08	2.15	1.99	2.10	2.07	1.99	1.99	2.21	1.94	2.01	1.91	1.75
2020	2年	1.84	1.85	1.73	1.39	1.71	1.51	1.47	1.57	1.69	1.68	1.85	1.86
2021	3年	1.62	1.69	1.98	1.73	1.96	2.23	2.01	1.88	2.10	2.05	2.07	2.22
2022	4年	2.02	2.00	2.10	2.16	2.12	2.30	2.30	2.30				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成2年11月の4.62倍、過去最低倍率は平成21年3月の0.69倍

4. 全国の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.34	1.38	1.38	1.41	1.43	1.47	1.47	1.50	1.50	1.57	1.57	1.59
2014	26年	1.64	1.69	1.63	1.63	1.63	1.65	1.67	1.65	1.66	1.69	1.69	1.75
2015	27年	1.77	1.72	1.76	1.76	1.76	1.79	1.83	1.84	1.86	1.84	1.89	1.89
2016	28年	2.03	1.95	1.95	2.03	2.05	2.01	2.03	2.08	2.10	2.09	2.14	2.16
2017	29年	2.13	2.16	2.14	2.18	2.28	2.24	2.25	2.22	2.26	2.36	2.31	2.40
2018	30年	2.34	2.33	2.37	2.38	2.37	2.45	2.45	2.38	2.47	2.39	2.41	2.41
2019	31・元年	2.45	2.47	2.43	2.48	2.46	2.39	2.38	2.44	2.31	2.41	2.36	2.41
2020	2年	2.07	2.24	2.23	1.87	1.95	1.73	1.73	1.85	1.93	1.80	1.99	2.02
2021	3年	1.99	1.93	1.97	1.90	2.15	2.10	2.03	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19
2022	4年	2.16	2.21	2.16	2.19	2.27	2.24	2.40	2.32				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成31年4月の2.48倍、過去最低倍率は平成21年5月の0.76倍

1. 有効求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	16,912	16,649	16,622	16,497	16,492	16,469	16,192	16,037	16,284	15,597	15,420	15,244
2014	26年	15,093	14,207	14,396	14,529	14,810	14,596	14,578	14,621	14,769	14,848	15,125	14,667
2015	27年	14,537	14,541	14,432	14,247	14,083	14,121	14,092	13,962	13,711	13,564	13,487	13,400
2016	28年	13,072	13,270	13,123	13,037	12,811	12,759	12,788	12,756	12,860	12,797	12,731	12,514
2017	29年	12,749	12,757	12,847	12,699	12,548	12,455	12,412	12,508	12,689	12,244	12,336	12,352
2018	30年	12,407	12,334	12,300	12,473	12,560	12,450	12,301	12,350	12,343	12,479	12,596	12,603
2019	31・元年	12,474	12,413	12,459	12,509	12,646	12,775	12,968	12,881	12,813	12,492	12,590	12,778
2020	2年	13,174	13,156	12,940	12,354	12,327	12,683	13,516	14,239	14,353	14,337	14,409	14,004
2021	3年	13,832	13,752	13,497	13,406	13,341	13,248	13,092	13,151	13,030	12,980	12,881	12,828
2022	4年	13,028	12,728	12,976	12,988	13,225	13,344	13,234	13,185				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年7月の21,706人、過去最低数は昭和44年2月の3,810人

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	10,760	11,170	11,526	11,713	12,258	12,814	12,843	12,721	12,662	12,817	13,123	13,461
2014	26年	13,612	12,992	13,238	13,016	13,576	13,635	13,661	13,453	13,757	13,596	13,668	13,600
2015	27年	13,765	13,881	13,885	13,675	13,321	13,170	13,433	13,687	13,605	13,880	14,090	14,336
2016	28年	13,473	14,001	14,216	14,655	15,121	15,372	15,298	15,503	15,768	15,868	15,815	15,418
2017	29年	16,197	16,548	16,648	17,010	16,811	17,005	16,983	17,241	17,488	17,344	17,684	17,988
2018	30年	18,222	18,125	17,956	18,383	18,425	18,033	18,036	18,382	18,493	18,464	18,339	17,896
2019	31・元年	17,873	18,029	18,027	18,072	18,286	18,706	18,754	18,340	17,941	17,383	16,802	16,796
2020	2年	16,986	16,646	15,445	13,765	12,540	12,586	12,853	13,085	13,304	13,645	13,950	14,319
2021	3年	14,322	14,358	14,965	15,576	15,939	16,146	16,305	16,222	16,235	16,461	16,377	16,455
2022	4年	17,080	16,747	17,245	17,890	18,420	19,164	18,874	18,922				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和4年6月の19,164人、過去最低数は昭和40年12月の5,466人

3. 山梨県の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.64	0.67	0.69	0.71	0.74	0.78	0.79	0.79	0.78	0.82	0.85	0.88
2014	26年	0.90	0.91	0.92	0.90	0.92	0.93	0.94	0.92	0.93	0.92	0.90	0.93
2015	27年	0.95	0.95	0.96	0.96	0.95	0.93	0.95	0.98	0.99	1.02	1.04	1.07
2016	28年	1.03	1.06	1.08	1.12	1.18	1.20	1.20	1.22	1.23	1.24	1.24	1.23
2017	29年	1.27	1.30	1.30	1.34	1.34	1.37	1.37	1.38	1.38	1.42	1.43	1.46
2018	30年	1.47	1.47	1.46	1.47	1.47	1.45	1.47	1.49	1.50	1.48	1.46	1.42
2019	31・元年	1.43	1.45	1.45	1.44	1.45	1.46	1.45	1.42	1.40	1.39	1.33	1.31
2020	2年	1.29	1.27	1.19	1.11	1.02	0.99	0.95	0.92	0.93	0.95	0.97	1.02
2021	3年	1.04	1.04	1.11	1.16	1.19	1.22	1.25	1.23	1.25	1.27	1.27	1.28
2022	4年	1.31	1.32	1.33	1.38	1.39	1.44	1.43	1.44				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の3.79倍、過去最低倍率は平成21年7月、8月の0.39倍

4. 全国の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.84	0.85	0.87	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.99	1.01	1.03
2014	26年	1.04	1.06	1.07	1.08	1.09	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11	1.12	1.14
2015	27年	1.15	1.16	1.16	1.16	1.18	1.19	1.20	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27
2016	28年	1.29	1.30	1.31	1.33	1.35	1.36	1.36	1.38	1.38	1.40	1.41	1.42
2017	29年	1.43	1.45	1.45	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.58
2018	30年	1.60	1.59	1.59	1.59	1.60	1.61	1.63	1.63	1.64	1.63	1.63	1.63
2019	31・元年	1.63	1.63	1.62	1.62	1.62	1.60	1.59	1.60	1.59	1.59	1.57	1.57
2020	2年	1.49	1.45	1.39	1.31	1.18	1.12	1.08	1.05	1.04	1.05	1.05	1.06
2021	3年	1.08	1.09	1.10	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17
2022	4年	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の1.93倍、過去最低倍率は平成21年8月の0.42倍

就業地別

1. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	4,644	4,855	4,870	4,850	4,972	5,181	5,022	5,018	5,088	5,108	5,315	5,161
2014	26年	5,546	4,623	5,329	5,627	5,389	5,206	5,470	5,281	5,871	5,294	5,442	5,624
2015	27年	5,548	5,479	5,305	5,392	5,587	5,462	5,483	5,551	5,555	6,162	5,874	5,802
2016	28年	5,530	5,746	6,101	6,184	6,222	6,416	6,286	6,429	6,549	6,485	6,507	6,278
2017	29年	6,809	6,670	6,434	6,963	6,605	6,637	7,195	7,099	7,103	6,942	7,128	7,666
2018	30年	7,081	7,038	7,480	7,788	6,769	7,004	7,351	7,461	7,333	7,510	7,252	6,979
2019	31・元年	7,226	7,421	7,184	7,143	7,410	7,306	6,989	7,592	6,908	6,824	6,757	7,033
2020	2年	6,722	6,429	6,074	4,524	4,986	5,224	5,304	5,209	5,528	5,631	6,127	5,909
2021	3年	5,556	6,003	6,421	5,841	6,145	6,532	6,362	6,305	6,725	6,731	6,695	6,816
2022	4年	7,188	6,359	7,306	7,486	6,930	7,318	7,557	7,431				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	11,904	12,270	12,856	12,690	13,040	13,380	13,541	13,401	13,321	13,297	13,674	14,102
2014	26年	14,409	13,547	14,006	14,101	14,703	14,793	14,764	14,527	14,892	14,870	14,953	14,756
2015	27年	14,949	15,144	15,154	14,933	14,808	14,740	14,955	15,170	15,090	15,467	15,832	16,098
2016	28年	15,304	15,666	16,091	16,625	17,201	17,363	17,466	17,653	17,951	17,982	17,713	17,356
2017	29年	18,087	18,467	18,653	19,105	19,025	19,176	19,388	19,655	20,047	19,854	20,120	20,450
2018	30年	20,651	20,610	20,215	20,970	21,080	20,639	20,554	21,003	20,956	20,923	20,930	20,345
2019	31・元年	20,164	20,350	20,178	20,159	20,573	21,091	20,945	20,547	20,211	19,561	19,076	19,082
2020	2年	19,106	18,803	17,417	15,890	14,225	14,074	14,301	14,570	14,726	15,166	15,618	15,942
2021	3年	15,936	16,147	16,713	17,392	17,813	18,107	18,278	18,185	18,291	18,484	18,405	18,512
2022	4年	19,184	18,948	19,459	20,293	20,960	21,813	21,443	21,435				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

3. 就業地別新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	1.16	1.22	1.18	1.24	1.26	1.34	1.26	1.29	1.29	1.40	1.41	1.34
2014	26年	1.48	1.54	1.37	1.45	1.45	1.44	1.45	1.39	1.60	1.40	1.36	1.61
2015	27年	1.58	1.51	1.54	1.54	1.55	1.49	1.53	1.58	1.64	1.73	1.68	1.64
2016	28年	1.78	1.61	1.89	1.91	1.92	1.90	1.92	2.02	1.96	2.06	2.01	2.04
2017	29年	2.04	2.05	1.95	2.17	2.26	2.10	2.31	2.19	2.21	2.49	2.23	2.28
2018	30年	2.34	2.26	2.37	2.42	2.16	2.39	2.49	2.33	2.37	2.38	2.37	2.24
2019	31・元年	2.33	2.43	2.29	2.33	2.29	2.24	2.12	2.51	2.24	2.24	2.18	2.07
2020	2年	2.01	2.11	2.05	1.62	1.76	1.62	1.66	1.71	1.84	1.89	2.04	2.05
2021	3年	1.86	1.94	2.20	1.96	2.12	2.37	2.26	2.15	2.33	2.29	2.33	2.42
2022	4年	2.35	2.35	2.33	2.54	2.34	2.42	2.65	2.63				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。

4. 就業地別有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2013	25年	0.70	0.74	0.77	0.77	0.79	0.81	0.84	0.84	0.82	0.85	0.89	0.93
2014	26年	0.95	0.95	0.97	0.97	0.99	1.01	1.01	0.99	1.01	1.00	0.99	1.01
2015	27年	1.03	1.04	1.05	1.05	1.05	1.04	1.06	1.09	1.10	1.14	1.17	1.20
2016	28年	1.17	1.18	1.23	1.28	1.34	1.36	1.37	1.38	1.40	1.41	1.39	1.39
2017	29年	1.42	1.45	1.45	1.50	1.52	1.54	1.56	1.57	1.58	1.62	1.63	1.66
2018	30年	1.66	1.67	1.64	1.68	1.68	1.66	1.67	1.70	1.70	1.68	1.66	1.61
2019	31・元年	1.62	1.64	1.62	1.61	1.63	1.65	1.62	1.60	1.58	1.57	1.52	1.49
2020	2年	1.45	1.43	1.35	1.29	1.15	1.11	1.06	1.02	1.03	1.06	1.08	1.14
2021	3年	1.15	1.17	1.24	1.30	1.34	1.37	1.40	1.38	1.40	1.42	1.43	1.44
2022	4年	1.47	1.49	1.50	1.56	1.58	1.63	1.62	1.63				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※令和2年3月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いは、1頁の注5を参照。